

博物館の登録に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第3号

博物館の登録に関する規則

博物館の登録に関する規則（昭和27年香川県教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（登録申請書の様式）

第2条 法第12条第1項に規定する登録申請書の様式は、第1号様式とする。

（登録の審査）

第3条 法第13条第1項各号に規定する登録の審査は、書面及び実地調査によるものとする。

2 法第13条第1項第3号から第5号までに規定する基準は、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第19条から第21条までに規定する基準をもって、その基準とする。

（登録原簿の様式）

第4条 法第14条第1項に規定する博物館登録原簿の様式は、第2号様式とする。

（変更の届出）

第5条 法第15条第1項による変更の届出は、第3号様式に変更しようとする内容を示す書類を添えて行うものとする。

（運営状況の定期報告）

第6条 法第16条の規定による報告は、第4号様式に博物館の運営の状況を示す書類を添えて行うものとする。

2 前項の報告は、毎事業年度終了後3月以内に行うものとする。

（廃止の届出）

第7条 法第20条第1項による廃止の届出は、第5号様式に廃止の内容を示す書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出は、廃止した日から20日以内に行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

香川県教育委員会 殿

設置者 住 所
名 称
代表者氏名
電話番号（ ） ー

博 物 館 登 録 申 請 書

博物館法第12条の規定に基づき、次のとおり別紙関係書類を添えて申請します。

記

- 1 設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称及び所在地

（添付書類）

- 1 館則の写し
- 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

第2号様式（第4条関係）

博 物 館 登 録 原 簿

| 事 項 | 登 録 | | 登 録 変 更 | | 登 録 変 更 | |
|---------------------------|-----|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 年月日 | 年 月 日 | 年月日 | 年 月 日 | 年月日 | 年 月 日 |
| | 香 川 | 第 号 | | | | |
| 設 置 者 の 名 称 及 び 住 所 | | | | | | |
| 名 称 | | | | | | |
| 所 在 地 | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | |

(用紙寸法は縦26センチ横18センチとする)

年 月 日

香川県教育委員会 殿

設置者 住 所
名 称
代表者氏名
電話番号（ ） ー

博 物 館 登 録 変 更 届

この度 ^館園の博物館登録事項について次のとおり変更するため届け出ます。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由

年 月 日

香川県教育委員会 殿

設置者 住 所
名 称
代表者氏名
電話番号（ ） ー

運 営 状 況 定 期 報 告 書

博物館法第16条の規定に基づき、次のとおり別紙関係書類を添えて報告します。

記

- 1 設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称及び所在地
- 3 前年の開館日数
- 4 職員体制
 - (1) 学芸員 名
 - (2) その他の職員（館長を含む。） 名

年 月 日

香川県教育委員会 殿

設置者 住 所
名 称
代表者氏名
電話番号（ ） ー

博 物 館 廃 止 届

博物館法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

| 事 項 | 記 載 欄 |
|---------------|-------|
| 設置者の名称及び住所 | |
| 博 物 館 の 名 称 | |
| 博 物 館 の 所 在 地 | |
| 登 録 記 号 番 号 | |
| 廃 止 年 月 日 | |
| 廃 止 の 理 由 | |
| 廃 止 後 の 処 置 | |